介護支援専門員の研修体系の見直し【平成28年度～】

介護支援専門員実務研修受講試験

■受験資格:保健医療福祉分野で５年以上の実務経験等を有する方
■試験内容:介護保険制度、保健医療福祉サービスの知識等

合格

実務研修

■試験合格者が対象
■本研修の修了者が介護支援専門員として登録→実務に就くには証の交付が必要(有効期間５年)

(44時間)
(87時間)

一定期間実務に就かなかった場合

再研修

■5年間の証の有効期間が満了(失効)した方、証未交付の方等
(44時間)
(54時間)

更新研修(実務未経験者対象)

■実務未経験者で証を更新しようとする方
(44時間)
(54時間)

現任者対象の研修

実務従事者基礎研修

■就業後１年未満の方が対象
■一定期間実務に従事した後に効果的に技能の定着を図る

(33時間)

28年度から実務研修に統合

専門研修Ⅰ

■就業後６月以上３年以内を目安に更新期限までに受講
■保健医療福祉の知識や具体的サービスとの連携を学ぶ

(33時間)
(56時間)

専門研修Ⅱ

■就業後３年以上を目安に更新期限までに受講
■演習を中心に専門的な知識・技能を深める

(20時間)
(32時間)

更新研修(実務経験者対象)

(証の更新には５年毎に修了が必要)

主任介護支援専門員研修

■実務経験が原則５年以上あり、専門研修を修了した方が対象
■主任介護支援専門員として必要な知識・技術を学ぶ

(64時間)
(70時間)

①専任の介護支援専門員として５年以上従事
②ｹｱﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄﾘｰﾀﾞｰ養成研修修了者又は認定ｹｱﾏﾈｼﾞｬｰで専任３年以上
③主任介護支援専門員に準ずる者として現に地域包括支援センターに配置されている方等

【創設】主任介護支援専門員更新研修

■主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が2年以内に満了する方
■主任介護支援専門員として継続的な資質向上を図る

(46時間)
(3年間の経過措置あり)

①介護支援専門員に係る研修の企画、講師、ファシリテーターを経験
②地域包括支援センターや職能団体等が開催する研修に年4回以上参加
③日本ケアマネジメント学会等が開催する研究大会等において演題発表等の経験がある方
④日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
⑤主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める方 等

※実務研修等は平成28年度の実務研修受講試験の合格発表の日から、専門研修等は平成28年4月1日から施行